

平成28年11月11日

発信者：国土交通省住宅局長

# 「特定民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について」

(一部抜粋)

マンションにおいて国家戦略特区民泊（外国人滞在施設経営事業）を許容するかどうかについて、区分所有者間（管理組合）でよくご議論いただいた上で、できる限り管理組合としての方針を決定し、その際には、できるだけ管理規約において明示する等、告知することが望まれます。

あわせて、標準管理規約第12条（前述：専有部分の用途）に対し、条文を追加する案が示されました。

## a. 特区民泊を許容する場合

区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用することができる。

## b. 特区民泊を禁止する場合

区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用してはならない。

## c. 使用細則に委ねる場合

区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用することを可能とするか否かについては、使用細則に定めることができるものとする。